

2 投票の概要

令和2年11月1日に執行した今回の住民投票は、大都市地域における特別区の設置に関する法律（平成24年法律第80号。以下「大都市法」という。）第7条第1項の規定に基づき執行したもので、大都市法の規定に基づく2回目の住民投票であった。

今回の住民投票は、大阪市を廃止し特別区を設置することについての賛否を問うものであり、大阪市のあり方を決める重要な投票ということで、有権者の関心も高く、投票率は62.35%と前回の住民投票の投票率66.83%と比較すると4.48%の減となっているが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による投票率低下が懸念される中での執行にもかかわらず、本市における過去の地方選挙と比較しても非常に高い水準となった。

開票結果については、賛成675,829票、反対692,996票であり、賛成が有効投票の総数の過半数に満たなかったため、特別区の設置はなされなかった。

以下は、この投票の概要である。

1 投票日程

大都市法に基づく住民投票は、同法第7条第1項の規定により、「基準日」（特別区設置協議会が、全ての関係市町村の長及び関係道府県の知事から関係市町村及び関係道府県の議会が特別区設置協定書を承認した旨の通知を受けた日）から60日以内に行わなければならない、また投票の期日は、大都市地域における特別区の設置に関する法律施行令（平成25年政令第42号。以下「大都市法施行令」という。）第3条第5項の規定により、少なくともその20日前に告示しなければならないこととなっている。なお「基準日」は、特別区設置協議会から関係市町村の選挙管理委員会に通知されることとされている。

今回の住民投票においては、大都市制度（特別区設置）協議会から大阪市選挙管理委員会（以下「市委員会」という。）に、令和2年9月4日が基準日である旨、同日付で通知がなされたことから、基準日から60日以内の同年11月3日までに投票を行うべきこととなったものである。

市委員会は、令和2年9月7日に委員会議を開催して、投票期日を同年11月1日、投票期日の告示日を同年10月12日（月）とすることを決定した。

2 一般の選挙との主な相違点

(1) 投票人名簿

大都市法に基づく住民投票における投票人名簿は、公職選挙法に規定する選挙人名簿を用いることとされており（大都市法施行令第4条）、そもそも通常の選挙における「選挙時登録」のような制度は規定されていない。したがって本件投票では、令和2年9月1日現在の定時登録時に調製された選挙人名簿を、投票人名簿として用いた。

(2) 投票公報

関係市町村の選挙管理委員会は、大都市法に基づく住民投票に際し、当該市町村の議会の議員から申出があったときは、当該投票に関する当該議員の意見を公報に掲載し、選挙人に配布しなければならないとされている（大都市法第7条第3項）。

公報の掲載の申出は、議員（2人以上の議員が共同での意見表明を申し出ること也可（大都市法第7条第4項）。）が、当該選挙管理委員会に、投票の期日の告示があった日からその翌日までの2日間に、掲載文を添え、必ず文書をもってしなければならない（大都市法施行令第11条による公職選挙法第168条第1項の準用・読替）。

今回の住民投票においては、令和2年10月12日（月）及び13日（火）が掲載申出期間であったところ、同月12日（月）に、市議会議員 山下昌彦氏を代表者とする40名の議員が共同して、また、市議会議員 北野妙子氏を代表者とする21名の議員が共同して、また、市議会議員 小笹正博氏を代表者とする18名の議員が共同して、また、市議会議員 山中智子氏を代表者とする4名の議員が共同して、それぞれ掲載の申出があった。

市委員会は、令和2年10月13日（火）午後5時30分から公報の掲載順序をくじにより定め、本件投票における公報に関する規程により投票公報を発行した。

投票公報は、投票期日の2日前までに選挙人の属する各世帯に配布された。

(3) 協定書の要旨の掲示等

特別区設置協議会から「基準日」の通知を受けた関係市町村選挙管理委員会は、当該関係市町村の長から送付を受けた特別区設置協定書の内容及び要旨を告示するとともに、関係市町村の事務所その他適当な場所において当該協定書を公衆の閲覧に供し、投票所の入り口その他公衆の見やすい場所を選び、当該要旨を掲示しなければならないとされている（大都市法施行令第2条第2項）。

また、投票記載所において特別区設置協定書を閲覧に供し、及びその要旨を掲示

しなければならないとされている（公職選挙法第175条第1項本文・第2項の準用、大都市法施行令第6条による読替）。

今回の住民投票においては、令和2年9月9日に特別区設置協定書の内容及び要旨を告示するとともに、投票期日までの間、大阪市行政委員会事務局選挙部事務室（大阪市役所本庁舎）ほか24箇所において当該協定書を閲覧に供し、その要旨を掲示した。さらに投票期日告示日翌日の同年10月13日から投票日前日の同月31日まで期日前投票所及び不在者投票記載場所で、また当日投票所において、それぞれ当該協定書を閲覧に供し、その要旨を掲示した。

(4) 投票名及び投票用紙の様式

平成30年5月市会に2件の陳情が提出され、その陳情の要旨は「住民投票の用紙には、特別区の設置は特別区設置区域の市の廃止を伴うものであることの記載をするように改定を求める」とするものであった。本件については平成30年5月22日の財政総務委員会において審査、採択されている。

それらを受け市委委員会として、総務省自治行政局への照会や複数の弁護士への法律相談による見解の取りまとめ等を行うとともに継続的に協議を行い、令和2年7月17日の市委委員会において投票名及び投票用紙の様式につき方針を決定した。具体的には、投票名を「大阪市を廃止し特別区を設置することについての投票」と定め、投票用紙の様式に、大阪市の廃止を明記することとした。（なお、正式には、基準日の通知受領後に開催した令和2年9月7日の市委委員会で決定した。）

また、大都市法に基づく住民投票においては、一般の選挙とは異なり、「賛否」を自書することとされている（公職選挙法第46条第1項の準用、大都市法施行令第6条による読替）。ただし、当該選挙管理委員会が定めるところにより、記号式によることもできるが、期日前投票、不在者投票及び点字投票については、記号式ではなく「賛否」を自書する方式により行うこととされている（公職選挙法第46条の2第1項の準用）。市委委員会としては、総務省に対し、大都市法施行令等を改正し、期日前投票等においても記号式によることができるよう要望を行ったが、改正が行われなかったため、協議を行った結果、今回においても、前回同様、自書式の投票用紙を採用することを決定した。

(5) 開票立会人の選任方法

関係市町村の選挙管理委員会（指定都市にあつては、区の選挙管理委員会）は、各開票区における選挙人名簿に登録された者で同一の政党その他の政治団体に属

さないものの中から、本人の承諾を得て、開票区ごとに3人以上5人以下の開票立会人を選任し、開票管理者に通知しなければならないとされている(大都市法施行令第7条第1項、公職選挙法施行令第70条の2の準用)。

今回の住民投票においては、市委員会で示した基準（賛成の立場の者、反対の立場の者それぞれ2名ずつ選任）により、各区選挙管理委員会で、市会各会派の区選出議員からの推薦に基づき、選任した。

(6) 投票運動

前回の住民投票と同様、今回の住民投票においても投票日当日の投票運動の規制がないため、当日投票所周辺で行われる投票運動への対応が大きな課題であったが、結果的には大きなトラブルは生じなかった。

3 新型コロナウイルス感染症対策

今回の住民投票は、令和2年3月に再選挙を行った中央区を除き、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の中で執行する初めての投票となった。

新型コロナウイルス感染症対策に万全を期するため、東京都知事選挙をはじめ他都市の直近の選挙での取組みを参考に、市選管として対応マニュアルやチェックリストを作成し、これらをもとに各区選管では、投票所・開票所において各種の感染症対策を実施した。また、区広報紙や案内状、投票公報その他の啓発媒体を活用し、投票人に対して感染症対策への理解や協力を求めた。

また、投票所の密を回避する観点から、期日前投票の積極的な利用を有権者に周知するとともに、此花区・港区・大正区・城東区の4区において、一部の期間、期日前投票所の増設を行った。

4 投票啓発

今回の住民投票では、新型コロナウイルス感染症対策の観点から、有権者が密集するような大型の集客イベントや、各区での自主啓発の実施が難しい状況であったため、これまでにない啓発手法を模索する必要があった。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を原因とした投票率の低下をきたさないためにも、有権者により効果的に訴求できる投票啓発が求められた。

市選管としては、啓発のベースをインパクトのある動物のヒョウのデザイン、標語を「行こう！投票」と定め、ラッピングカーの導入、インターネット広告、デジタルサイネージ、コンビニ広告等を多用し、マスメディアに取り上げてもらうこと

による相乗効果を狙うとともに、各戸ビラや新聞折り込み、投票所での表示物など個々の投票人に対するきめ細かな周知啓発を行った。あわせて、感染対策や感染予防の周知も積極的に行った。

今回行った投票啓発では、特にラッピングカーを「行こう” 投ひょう” 号」として運行したことによるマスコミの報道に加え、市街地においても有権者の注目を集める等、一定の啓発効果を得られたことがうかがえた。

5 争訟

投票終了後、投票の効力に関する異議の申出が1件提出され、市選挙管理委員会で審議のうえ、棄却の決定を行った。